作成日 2024 年 8 月 16 日 (最終更新日 20 年 月 日)

# 「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号: c-356

課題名:診療放射線技師による静脈路確保タスクシェアへの取り組み ~取り組み開始から1年を経て~

# 1. 研究の対象

2023年6月1日から2024年5月31日までの1年間で造影CT検査、造影MRI検査またはRI検査を受けられた4454人の方

### 2. 研究期間

承認日~2024年11月1日

# 3. 試料・情報の利用及び提供を開始する予定日

当院で試料・情報の利用を開始する予定日及び外部への提供を開始する予定日は以下の通りです。

利用開始予定日: 2024年9月25日

提供開始予定日:該当なし

### 4. 研究目的

2021年10月に診療放射線技師法が改正され、診療放射線技師による「造影剤及び放射線医薬品の投与においての静脈路確保行為」が認められた。当院における静脈路確保は従来、主に看護師が担っていたが、昨今の看護師不足の余波から当院のタスクシェアの取り組みとして一部の静脈路確保を診療放射線技師が行ってきた。そして静脈路確保の取り組み開始から約1年が経過した段階で今までの経過を振り返り、当院のタスクシェアにおける成果や新たに浮き彫りになった課題に対する取り組みについて検証を行うことを目的とした。

#### 5. 研究方法

当院において診療放射線技師が造影CT検査、造影MRI検査またはRI検査における静脈路の確保を行うにあたり様々な準備を行いました。まず当院での静脈路確保訓練(On the job Training:OJT)を開始できるよう対象となる診療放射線技師に対して厚生労働省指定の告示研修を受講し準備を行いました。また並行して2023年1月に従来静脈路確保を行ってきた放射線科医、看護師と診療放射線技師の3職種でワーキンググループを立ち上げ、当院での静脈路確保マニュアルや評価表、血管外漏出発生時対応フローチャート等の作成を行いました。またトレーニングの進捗度把握のため当院独自のステップラダーを設定することで0JTの土台を構築し、同年3月より0JTを開始しました。これらの取り組みについて成果や課題を振り返り、これからの診療放射線技師の静脈路確保に対する取り組みにつなげる。

### 6. 研究に用いる試料・情報の種類

この研究において以下の情報を利用する。

情報:①造影 CT 検査、造影 MRI 検査または RI 検査における静脈路確保に伴う待機時間(穿刺者呼び出しから到着までの患者待ち時間)

②血管外漏出状況

これらの項目において、患者さんが特定できるような患者 ID や名前などは使用しません。

# 7. 外部への試料・情報の提供

外部への試料や情報の提供はありません。

#### 8. 研究組織

本院単独研究

研究責任者 京都中部総合医療センター 放射線科 北田 実穂利

# 9. 利益相反(企業等との利害関係)について

当院では、研究責任者のグループが公正性を保つことを目的に、情報公開文書において企業等との利害関係の開示を行っています。

使用する研究費はありません。

この研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究の利害関係については、現在のところありません。今後生じた場合には、所属機関において利益相反の管理を受けたうえで研究を継続し、本研究の企業等との利害関係について公正性を保ちます。

この研究の結果により特許権等が生じた場合は、その帰属先は研究機関及び研究者等になります。あなたには帰属しません。

# 10. お問い合わせ先

この研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせください。 ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出ください。 また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

当院における照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先:

担当者の所属・氏名:京都中部総合医療センター 放射線科 北田 実穂利

住所 : 京都府南丹市八木町八木上野 25

連絡先:0771-42-2510

研究責任者: 京都中部総合医療センター 放射線科 北田 実穂利

# ◆個人情報の開示等に関する手続

当院が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、当院の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、当院医事課が相談窓口となります。

# ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合